

議案第46号

寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

職員に管理職員特別勤務手当を支給するため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、管理職手当」を「、管理職員特別勤務手当、管理職手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内におい

て規則で定める額

第16条の2第1項中「及び管理職手当」を「、管理職員特別勤務手当及び管理職手当」  
に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



第16条 (略)

(時間外勤務手当等の支給方法)

第16条の2 時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び管理職手当

は、月の初日から末日までを計算期間とし、管理職手当にあつては、当月の分をその月の給料支給日に、その他の手当にあつては翌月の給料支給日に支給する。

2 (略)

～略～

内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第16条 (略)

(時間外勤務手当等の支給方法)

第16条の2 時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、管理職手当にあつては、当月の分をその月の給料支給日に、その他の手当にあつては翌月の給料支給日に支給する。

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。